

豊中市老人憩の家運営補助金交付事業要綱

(目的)

第1条 この事業は、おおむね60歳以上の高齢者に対し、教養の向上・レクリエーション等の活動を推進し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする老人憩の家の運営に対し、補助金を交付することにより、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 この事業の補助対象者は、豊中市老人憩の家運営要綱に基づき、指定を受けた老人憩の家の管理運営を行う団体（以下「団体」という。）とする。ただし、市立老人憩の家は除く。

(補助金交付額)

第3条 補助金交付額は、一老人憩の家 月額6,000円とする。

(補助金交付の申込み及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、豊中市老人憩の家補助金交付申込書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）、補助金にかかる予算書（様式第3号）及び代表者届（様式第4号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、申込内容を審査の上、交付を決定したときは、申込者に対して、豊中市老人憩の家運営補助金交付決定通知書（様式第5号）を、交付しないことに決定したときは、申込者に対して、豊中市老人憩の家運営補助金不交付決定通知書（様式第6号）を交付する。

3 前項の補助金の交付にあたっては、その用途について、報償費、需用費（消耗品費、耐久性消耗品費（2万円未満に限る）、印刷製本費に限る）、使用料及び賃借料、並びに備品購入費（図書購入費に限る）の費目の範囲内で高齢者の教養の向上、レクリエーション活動等のため、老人憩の家の運営に現に必要とする経費に使用しなければならないことを内容とする条件を付するものとする。

(補助金の戻入)

第5条 補助金の交付を受けた団体は、交付を受けた運営補助金のうち執行しなかったものについては、市へ戻入するものとする。

(補助金の精算及び返還)

第6条 補助金の交付を受けた団体の代表者は、年度終了後速やかに、豊中市老人憩の家活動実績報告書（様式第7号）に老人憩の家活動実施状況調書（様式第8号）及びその他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、虚偽の申込みその他不正の行為により補助金の交付を受けた者に対し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。